

社会福祉法人仁至会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人仁至会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 当法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し職員給与を支給している場合は、これを支給しない。

2 理事長については、業務に応じて、次のとおり報酬を支給する。

通常業務（理事会等への出席を含む。）	月額 60,000円
--------------------	------------

3 理事・監事については、業務に応じて、次のとおり報酬を支給する。

理事会等への出席	日額 5,000円
監査業務	日額 10,000円

4 評議員については、業務に応じて、次のとおり報酬を支給する。

評議員会等への出席	日額 5,000円
-----------	-----------

5 役員報酬の総額は1,000,000円以内とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、翌月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 その他、必要な場合は、その都度支払う。

(費 用 弁 償)

第4条 役員等が、その他の会議に出席するため、あるいは当法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、当法人の旅費規程により、費用を弁償する。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(公 表)

第6条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

- 1 平成 17 年 8 月 1 日及び平成 20 年 5 月 1 日付支給要領決裁は廃止する。
- 2 本規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

平成 21 年 10 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正